

令和元年度（令和元年度採用予定）

東三河広域連合非常勤嘱託員採用試験要綱

（消費生活相談員）

受付期間	郵送	令和元年6月14日（金）必着
	持参	令和元年6月14日（金）までの平日 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 受付場所 東三河広域連合消費生活課 （豊橋市役所東館12階安全生活課内）

1 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

東三河広域連合では平成28年度より消費生活相談を開始しました。利用者がどこでも質の高い相談が受けられるように、相談員が共通認識を持つことが必要です。相談員には、専門的な知識を持つばかりでなく、相談に係るコミュニケーションスキルやヒアリング力、法律の活用力や事業者との交渉力、説明力、また、常に消費生活に関する最新の情報を持つなど、常に自ら資質の向上を図る相談員を求めています。

職 種	採用予定人員	応募資格等
消費生活相談員 （月額）	若干名	次の1・2のいずれかに該当する者 1 平成28年4月1日以降に消費生活専門相談員又は消費生活アドバイザーの資格（以下「資格」という。）を取得し、平成31年3月末時点で直近5年以内に、国の行政機関、独立行政法人または地方公共団体（以下「国等」という。）における消費生活相談員等として1年以上従事した経験を有する者。 2 平成28年3月31日以前に資格を取得し、平成28年3月末時点で直近5年以内に、国等における消費生活相談員等として1年以上従事した経験を有する者。

- [注] 1 学歴及び国籍要件はありません。  
2 身体障害者の方の受験が可能です。

**地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は採用されません**

○以下はその内容です。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**日本国籍を有しない方について**

・就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

**2 勤務条件**

業務内容	勤務時間	勤務場所	報酬月額
・消費生活相談業務 ・消費生活講座の講師 ・その他消費生活相談業務に係る事務	・週 28 時間	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市の消費生活センター（主たる勤務地以外に勤務する場合があります。）	・月額 199,600 円

※1 上記、報酬月額は社会情勢等により変更することがあります。なお、通勤手当等の手当の支給及び定期昇給制度はありません。

※2 月額で採用された場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険に加入の予定です。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。（消費生活講座など土日祝日の勤務が発生する場合は振替対応）

※3 嘱託期間について

採用から令和2年3月31日までの期間。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ、勤務状況が良好な場合に限り、1年単位で更新する可能性があります。

**3 試験日、試験内容及び結果通知等**

試験日	試験会場	内容	結果通知（予定）
令和元年6月30日（日）	豊橋市役所 122会議室 （市役所 東館12階） 住所：豊橋市今橋町1番地	小論文、面接、適性検査	7月上旬

※試験日や試験会場、試験内容は受験者数により変更することがあります。

**4 試験結果の開示請求について**

口頭で試験結果の開示を請求することができます。電話等では開示できませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接東三河広域連合消費生活課までお越しください。

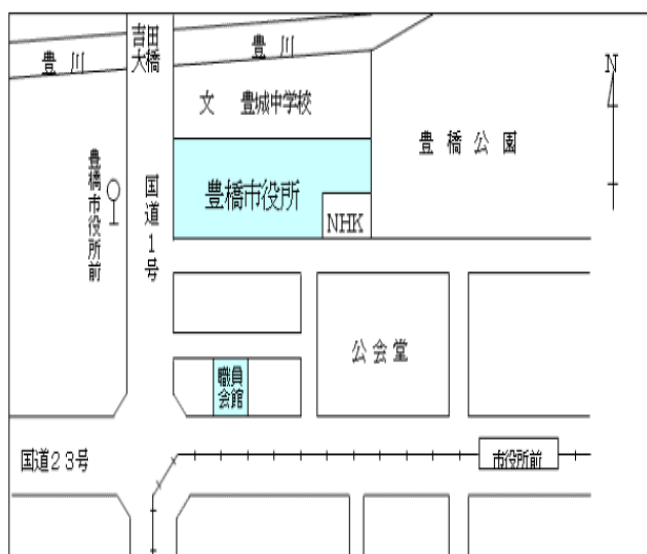
開示の内容	口頭で開示請求できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1月間

## 5 応募手続

申込方法	郵送	提出書類に必要事項を記入のうえ、「消費生活相談員採用試験受験申込み」と朱書きした封筒で、〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所安全生活課内 東三河広域連合消費生活課あてに送付してください。 <u>令和元年6月14日(金)必着</u> です。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で送付されることをお勧めします。また、諸事情により、郵送に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って投函してください。
	持参	提出書類に必要事項を記入のうえ、東三河広域連合消費生活課（豊橋市役所東館12階安全生活課内）で申し込んでください。受付期間は、 <u>令和元年6月14日(金)までの平日、午前8時30分から午後5時15分まで</u> です。代理の方による持参も可能です。
提出書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東三河広域連合非常勤嘱託員採用試験申込書（令和元年度採用予定）</li> <li>② 市販の履歴書（写真を添付したもの：最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向き）</li> <li>③ 消費生活相談員（国家資格）、消費生活専門相談員又は消費生活アドバイザーの資格を確認できるものの写し</li> </ul>

## 6 その他

- (1) 申込受付後は、申込書、写真等、一切の書類はお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合及び受付期限後は受け付けません。
- (3) 採用は、原則として令和元年8月1日を予定しています。
- (4) 試験日の集合時間は、後日お知らせします。
- (5) 試験会場には豊橋市役所駐車場もありますが、混み合う場合がありますので、公共交通機関でお越しください。
- (6) 問合せ先：東三河広域連合住民生活事業部消費生活課  
 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所安全生活課内  
 TEL0532-51-2306
- (7) 受付場所及び試験会場



## 東三河広域連合非常勤嘱託員採用試験申込書（令和元年度採用予定）

消費生活相談員（月額）の採用試験に申込みいたします。

なお、私は地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しません。

東三河広域連合長 佐 原 光 一 様

令和元年 月 日

本人住所・氏名（自筆）

---

---

---